

そらいろ通信 5月

社内に笑顔を咲かせましょう

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- ・月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9時～18時



街の中のちょっとした緑に、心がほっとさせられますね。心地よい季節ですが、皆さまいかがお過ごしでしょうか。

私自身初めての試みで、白山スーパー林道をウォーキングしてきました。冬の間閉鎖されていた道路の開通前にウォーキングできるということで、往復 15 キロを 3 時間半ほどでのんびり歩いてきました。見渡す限り緑緑で、ところどころに見ごたえのある滝に見惚れて、体の中もリフレッシュできた半日でした。歩き終わった後の地ビールが最高でした！



気になる相場 ～社員への死亡弔慰金（業務外）～

(万円)

	一律定額	勤続年数に応じて支給する企業				
		満 1 年	満 5 年	満 10 年	満 20 年	満 30 年
最高額	1,500	400	400	400	500	560
最低額	3	3	5	5	5	5
中位額	25	10	20	27.5	30	30

日本実業出版社調べ（調査期間 平成 24 年 9 月）

★これで完璧！ 5月の事務★



☆労働保険年度更新、住民税特別徴収の準備☆

6月1日から労働保険の年度更新手続きが始まります。昨年4月分から今年の3月分の賃金を集計し、手続きに備えておきましょう。また、6月から住民税の特別徴収も新年度として始まります。各市区町村から届く税額通知書を確認しておきましょう。

☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付（5月10日まで）☆

4月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を納付。

☆社会保険料、児童手当拠出金の納付（5月31日まで）☆

4月分の社会保険料・児童手当拠出金を納付。

☆3月決算法人の確定申告と納税（5月中の決算応当日まで）☆

3月決算法人の確定申告と納税、9月決算法人の中間（予定）申告と納税。



2014年度 新入社員の初任給調査

民間調査機関の一般財団法人 労務行政研究所では、今年4月入社者の決定初任給を調査し、4月7日までにデータの得られた東証第1部上場企業237社について速報集計をまとめました。

調査によると、2014年度の初任給を前年度と同額に据え置いた企業が75.5%となっています。

初任給額は、大学卒で20万6258円、高校卒で16万1687円の水準。同一企業で見た前年度の金額に比べ、それぞれ582円・0.3%、552円・0.3%の上昇です。

社員のツイッター投稿が心配です。

ツイッターやフェイスブックなどを利用する社員が増えています。仕事中の出来事を書きこむこともあるようで、情報漏えいはもちろん、会社のイメージダウンなども心配です。どのように対応していけばよいのでしょうか。

会社の信用をおとしめたり、情報漏洩につながる書き込みをしたりすることを禁止、処分の対象にすることができます。ただ、本人に悪いことをしているという自覚がないことが多く、そこが最大の問題でしょう。若年層ほど利用者数が多く、20歳代の利用率は7割近くにものぼると言われています。

こうした中、従業員の不適切な書き込みにより会社が損害を被るケースも増えています。仕事の打ち合わせや出来事を書きこめば情報漏洩になりますし、仕事上の愚痴や上司・顧客の悪口を書きこめば会社のイメージダウンにつながります。飲食店などで不衛生な悪ふざけをした店員の投稿により、店が閉店に追い込まれる事態も出ています。

就業中に書き込みを行った場合は、これは当然に職務専念義務違反として処分の対象とすることができます。しかし、プライベートな時間に書き込んだものは、それ自体は制限できません。ただし、従業員には守秘義務や誠実義務があります。これは会社と労働契約を結んだと同時に当然に発生する義務ですから、会社の名誉や信用をおとしめるような書き込みや、情報漏洩につながる書き込みは、プライベートな時間であっても許されません。こうした行為は禁止し、就業規則に基づいて懲戒処分の対象とすることもできます。軽はずみな投稿は、正社員よりもアルバイトなどに多いため、社員・アルバイトに関わらず誓約書などをあらかじめ取るようにしておくべきでしょう。

先にも申し上げましたが、ソーシャルメディア関連の不祥事は、書き込んだ本人に悪いことをしているという感覚がない点が特徴的です。書き込んだ瞬間から不特定多数の人が閲覧し、瞬時に情報が拡散、大騒ぎになります。一度ネット上に広まった情報を完全に削除するのは不可能ですから、それゆえ普段からの予防に力を入れなければなりません。ソーシャルメディアポリシーやガイドラインを作成し、関係者が書き込みをする際のマナーや心構え、処分の内容などを教えて行く必要があります。

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

